

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○海上衝突予防法施行規則の一部を改正する省令(国土交通六二)

〔告 示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件(金融庁四八)

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件(同四九、五〇)

○除籍の一部が滅失した件(法務三三二)

○除籍の一部及び原戸籍の一部が滅失した件(同三三三)

○原戸籍の一部が滅失した件(同三三三)

○除籍が滅失した件(同三三四)

○円借款の供与に関する取極の修正に関する件(外務四〇八)

○第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定への大韓民国等の加入及び同協定の附属書の改正に関する件(同四〇九)

○パナマ国営ラジオ・テレビ放送局番組ソフト整備計画のための贈与に関する件(同四一〇)

○円借款の供与に関する件(同四一一)

○国民健康保険法施行規則第二十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法の一部を改正する件(厚生労働三八五)

○健康保険法施行規則第五十五条及び第九十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法の一部を改正する件(同三八六)

○船員保険法施行規則第二十三条及び第四十五条ノ二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法の一部を改正する件(同三八七)

○保安林の指定をする件(農林水産一〇九〇一〇一六)

○保安林の指定を解除する件(同一一一七〇一一二二)

○保安林の指定施設要件を変更する件(同一一二二〇一一二七)

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件(経済産業一五八、一五九)

○計量法第十六条第一項第二号口の指定をした外国製造事業者の件(同二六〇)

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件(国土交通八七九)

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件(同八八〇)

○建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第二十八号第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件(同八八二)

○建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九号第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件(同八八二)

○建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二号第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件(同八八三)

○水路測量の実施に関する件(海上保安庁二〇一)

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛一五四、一五五)

○道路に関する件(四国地方整備局七一、七二)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件(東京都公安委二四七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 行政改革推進本部事務局 郵政
民営化委員会事務局 内閣府 財務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告(法務省)
文部科学省防災業務計画の修正要旨の公表について(文部科学省)
一般船舶保障契約証明書の無効について(関東運輸局・神戸運輸監理部)

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

押収物還付、財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

会計検査院・国土交通省共済組合定款の一部変更関係

会社その他

設備設計一級 建築士講習	一 設備関係規定に関する科目 二 建築設備に関する科目	イ 構造設計一級建築士の役割、義務及び責任 ロ 荷重・外力、構造力学・解析、構造材料、構造計画及び構造計算に関する総論 ハ 木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の構造の特性に関する事項 ニ その他建築物の構造に関し必要な事項	八時間以上
設備設計一級 建築士講習	一 設備関係規定に関する科目 二 建築設備に関する科目	イ 設備関係規定に関し、目的、規制内容その他留意すべき事項 ロ 法適合性の確認に関する事項 イ 設備設計一級建築士の役割、義務及び責任 ロ 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機その他の建築設備の計画に関する事項 ハ 容量計算及び負荷計算に関する事項 ニ 設備機器の種類に関する事項 ホ その他建築設備に関し必要な事項	六時間以上
設備設計一級 建築士講習	一 設備関係規定に関する科目 二 建築設備に関する科目	イ 設備関係規定に関し、目的、規制内容その他留意すべき事項 ロ 法適合性の確認に関する事項 イ 設備設計一級建築士の役割、義務及び責任 ロ 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機その他の建築設備の計画に関する事項 ハ 容量計算及び負荷計算に関する事項 ニ 設備機器の種類に関する事項 ホ その他建築設備に関し必要な事項	十二時間以上

附則

この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。

○国土交通省告示第八百八十二号

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第三十九条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を次のように定める。

平成二十年七月十五日

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九号第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九号第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義内容は、次の表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとに同表の第三欄に掲げる内容とし、同号の講義時間は、同表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の第四欄に掲げる時間とする。

講習	科目	内容	時間
一級建築士定期講習	一 建築物の建築に関する法令に関する科目 二 設計及び工事監理に関する科目	イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二号）建築士法（昭和二十五年法律第二号）その他関係法令の最近の改正内容等 イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理	三時間三十分
一級建築士定期講習	一 建築物の建築に関する法令に関する科目 二 設計及び工事監理に関する科目	イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二号）建築士法（昭和二十五年法律第二号）その他関係法令の最近の改正内容等 イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理	一時間三十分

二級建築士定期講習	一 建築物の建築に関する法令に関する科目 二 建築物（建築士法第三号に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	イ 建築基準法、建築士法その他関係法令の最近の改正内容等 イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し必要な事項	三時間
木造建築士定期講習	一 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 二 木造の建築物（建築士法第三号及び第三号の二に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	イ 建築基準法、建築士法その他関係法令の最近の改正内容等 イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し必要な事項	三時間
木造建築士定期講習	一 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 二 木造の建築物（建築士法第三号及び第三号の二に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し必要な事項	一時間

附則

この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。

○国土交通省告示第八百八十三号

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第四十二条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を次のように定める。

平成二十年七月十五日

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二条第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義内容は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の中欄に掲げる内容とし、同号の講義時間は、同表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。

科目	内容	時間
一 建築士法その他関係法令に関する科目 二 建築物の品質確保に関する科目	イ 建築士法（昭和二十五年法律第二号）その他関係法令のうち建築士事務所に関する事項 イ 建築士事務所における業務の進め方に関する事項 ロ 建築士事務所の経営管理に関する事項 ハ 技術者の管理に関する事項 ニ 契約の締結及び履行に関する事項 ホ 紛争の防止に関する事項 ハ その他建築物の品質確保に関し必要な事項	三時間三十分
一 建築士法その他関係法令に関する科目 二 建築物の品質確保に関する科目	イ 建築士法（昭和二十五年法律第二号）その他関係法令のうち建築士事務所に関する事項 イ 建築士事務所における業務の進め方に関する事項 ロ 建築士事務所の経営管理に関する事項 ハ 技術者の管理に関する事項 ニ 契約の締結及び履行に関する事項 ホ 紛争の防止に関する事項 ハ その他建築物の品質確保に関し必要な事項	一時間三十分

附則

この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。